

岩手県労働委員会告示第4号

岩手県労働委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県労働委員会

会長 長谷川

大

岩手県労働委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）第30条第1項の規定により、岩手県労働委員会（以下「委員会」という。）が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

(歴史公文書の保存、利用、廃棄等)

第2条 委員会における歴史公文書の保存、利用、廃棄等については、この規程に定めるもののほか、知事が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則（令和4年岩手県規則第50号）の規定の例による。

(電磁的記録の利用の方法)

第3条 条例第23条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	利用の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、公文書センター（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第76条に規定する公文書センターをいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、委員会が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したもののが閲覧又は写しの交付

(費用負担の額)

第4条 条例第24条第1項の実施機関が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第24条第2項の実施機関が定める方法ごとに実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	単 位	金 額
1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒 1枚につき	10円 (両面に複写した場合にあっては、20円)
	カラー 1枚につき	40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
2 1に掲げる以外の写し	1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第2（第4条関係）

方 法	区 分	金 額
複製物の交付	1 光ディスク（日本産業規格X 0606及びX	1枚につき80円

	6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。 ）に複製した複製物	
	2 1に掲げる以外の複製物	当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒 1枚につき10円（両面に複写した場合には、20円） カラー 1枚につき40円（両面に複写した場合には、80円）
	2 1に掲げる以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額